4月から介護保険料が変わ りま す

画に基づき決められています。 れる町の第5次介護保険事業計 保険料は、 介護保険では、65歳以上の方 3年に1度改定さ

5期介護保険事業計画」が策定

65歳以上の高齢者の増加に伴い

も改定されることになりました。 されたことに伴い、介護保険料

第5期介護保険事業計画では

年度までを計画期間とした「第 平成2年度から平成26 は 4, 保険料を算定すると、

の合計の算定基準額の原則21% を負担することになります。 これに基づき65歳以上の方の この基準額をもとに低所得者 500円となります。 基準月額

> 図ります。 を2つに分け、 画と同様に所得段階の第4段階 負担に配慮しつつ、 保険料の軽減を 第4期計

23 (84) 健康福祉課 ○お問い合わせ 1 1 1 1 高齢者支援G (内線238)

■保険料の負担割合

26年までの3カ年の介護給付費

高齢者)は、

平成24年から平成

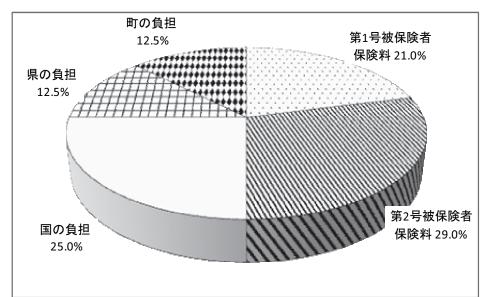
源構成されています。

第1号被保険者(65歳以上の

が医療保険へ納める保険料) 64歳までの第2号被保険者の方 町へ納める保険料及び40歳から

国

町の負担が50%の割合で財



見込まれます。

介護給付費は、

保険料が50%

(6)歳以上の第1号被保険者

を踏まえ、

介護給付費の増加が

遇改善のための介護報酬の改定

サービスの利用が増えます。 施設入所者の増加などから介護 い在宅サービスの利用の伸びや 見込まれます。また、それに伴 要介護認定者も増加することが

さらに、

今回介護従事者の処

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料額

第1号被保険者の保険料に係る所得段階別設定については、第4期計画と同様です。

区分	区分の考え方	基準額に 対する割合	月額保険料	
			改正前	改正後
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等	0. 50	1,950円	2,250円
第2段階	町民税・世帯非課税であって、高齢者本人の収入 が80万円未満	0. 50	1,950円	2,250円
第3段階	町民税・世帯非課税であって、第1段階、第2段階 に該当しない者	0.75	2, 925円	3,375円
第4段階	町民税課税世帯であって、本人非課税のうち、公 的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の者	0. 90	3,510円	4,050円
	町民税課税世帯であって、本人非課税のうち、公 的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える者	1. 00	3,900円	4,500円
第5段階	町民税課税世帯であって、本人合計所得金額が125 万円未満の者	1. 20	4,680円	5,400円
第6段階	町民税課税世帯であって、本人合計所得金額が125 万円以上、200万円未満の者	1. 25	4,875円	5,625円
第7段階	町民税課税世帯であって、本人合計所得金額が200 万円以上の者	1. 50	5,850円	6,750円